

対象者	<p>以下に該当する中小事業者等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人 ・ 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人 ・ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人 <p>ただし、次の法人は、たとえ資本金1億円以下でも中小事業者等とはなりません。</p> <p>①同一の大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人又は資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人、資本金又は出資金の額が5億円以上である法人との間に当該法人による完全支配関係がある法人等）から2分の1以上の出資を受ける法人</p> <p>②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人</p>
対象設備	<p>年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれる ことについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備</p> <p><対象設備の種類（最低取得価額）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機械装置（160万円以上） ・ 測定工具及び検査工具（30万円以上） ・ 器具備品（30万円以上） ・ 建物附属設備（60万円以上） ・ 構築物 ・ 事業用家屋 <p>※家屋と一体となって効果を果たすものを除く</p> <p>※取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの</p>
その他要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 償却資産として課税されるものであること ・ 生産、販売活動等の用に直接供されるものであること ・ 中古資産でないこと